

平成26年10月14日

平成26年

第10回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 26 年第 10 回教育委員会定例会会議録

平成 26 年 10 月 14 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	岩田美恵子
社会教育課長	星光吉
大田図書館長	北村操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 10 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長職務代理者

ただいまから、平成26年第10回教育委員会定例会を開催する。

平成26年10月13日をもって、鈴木委員の任期が満了になったことに伴い、引き続き鈴木清子委員が大田区長から任命を受けた。鈴木委員は、教育委員としての功績を認められての再任となった。

それでは、鈴木委員から一言、挨拶をお願いしたい。

○鈴木委員

改めて御挨拶を申し上げます。再任ということで、ありがとうございます。

今までの職務遂行にあたっては、委員相互の率直なお互いの意見交換を非常に快く遂行してきた。さらに、職員の温かい環境と迅速な対応の中で、非常に助けていただいた。感謝申し上げます。これからも、お互いの連携、それから、支援、協力など和をもって皆さんでできたらうれしい。

再任されたことを非常に光栄に思う。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○委員長職務代理者

お互いに心を新たにして、大田区の教育の向上のために頑張っていきたいと思う。

これより、審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

なお、本日は、傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長職務代理者

傍聴を許可する。

(傍聴者入室)

○委員長職務代理者

次に、会議録署名委員に芳賀委員を指名する。

日程第1

「教育長の報告事項」

○委員長職務代理者

教育長の報告を求める。

○教育長

今月は、NHK連続テレビ小説「花子とアン」放映にちなんで取り組んだ事業の最後となるが、村岡花子関連図書の見聞感想文の募集と、9月27日(土)に実施したその表彰式について報告する。

なお、この読書感想文の募集にあたっては、その前段として、村岡花子関連図書の特設コーナーを全小中学校の図書室に設置をしている。

読書感想文の募集の対象は、小学校5・6年生と中学生で、募集に対し、小学生は261点、中学生が137点、合計398点の応募があった。

この中から、小中学生それぞれに、区長賞、推進委員長賞、教育長賞を各1名、優秀賞、佳作は各5名に賞を送り、受賞者は、全部で小中学生各13名ずつであった。男女の内訳は、小学生は全員が女子、中学生は男子3名、女子10名であった。

表彰式は、9月27日の連続テレビ小説「花子とアン」の最終回を見る会に続いて、同じ新井宿会館で行った。

表彰された児童・生徒の感想文の内容については、「赤毛のアン」をはじめ、村岡花子の訳書には、感受性が豊かな子どもの時代に読むと心に響いてくるものがたくさんあると思うが、実際に、感想文でも主人公であるアンに自分と共通する部分を見いだしたり、アンの想像力や人を思いやる心、強い意志やひたむきな努力に感動したり、果たして自分にはそれができるのか自問自答したり、希望を持って前に進むことの大切さ、家族のかけがえのなさに改めて思い至ったといった感想が率直に語られていた。

また、「フランダースの犬」を読んだ感想文では、小説の内容から、自分が遭遇したほかの子に対するいじめの場面を思い起こし、それを止めに入って自分がつらい思いをしたこと、親友が心の支えになってくれたこと、いじめを許さない勇気ある一人になりたいとの思いが述べられていた。

名作と呼ばれる小説などを読むことは、一つには、登場人物の考え、行動、ストーリーの展開に刺激を受けて、感情移入して、喜んだり、悲しんだりすることで情操を豊かにすること。二つ目には、小説のテーマなどについて、読むことをきっかけに自ら考えること。三つ目には、自分を振り返って、自分のあるべき姿に思いをはせること。四つ目は、知らない世界を知ることによって世界を広げることなど、多くの価値があると思う。

今回は、イベントの一つとして実施をしたが、日常的に読書の習慣を身につけ、読書を通じて感性を磨き、想像力を働かせ、思考をめぐらせる習慣をつけることがとても大事であると思う。

教育委員会として策定をした「子ども読書活動推進計画」に基づき、今後も児童・生徒の読書活動をさらに推進していきたいと考えている。

○委員長職務代理者

ただいまの、教育長の報告に意見、質問はあるか。

○藤崎委員

個人的な興味になってしまうが、おのおの13人ずつの表彰ということで、小学校では全員が女子、中学校では男子が3名、女子が10名ということであるが、そもそもその応募数で圧倒的に女子のほうが多かったということなのか。

○教育総務課長

男女別の比率はとってはいないが、やはり村岡花子さんの関連図書ということもあり、女子の応募数が8割以上であったと認識している。

○藤崎委員

最終的には個人個人の問題になると思うのだが、傾向として、より女子のほうが読書の習慣があつて、男子のほうが少し定着していないのかなと感じた。男女に関係なく、本というものに対して、なれ親しむということを少し意識したほうがよいのかと思った。

○教育長

その辺りの傾向性については、調べてみないと何ともわからないのではあるが、今回については、皆さんもそうであると思うが、「赤毛のアン」を男の子が小さいときに読むかという、多分読んでないのではないかと思う。題材の要素が結構大きいのではないかと思う。

○藤崎委員

確かに題材のことはあると思う。

○委員長職務代理者

最近、学校公開に行くと、今年から急に先生の話や学校の貼紙などで「家読」という言葉を見聞きする。「家読」というのは、大田区の施策としてやっているのか。それとも、その学校の方針としてやっているのか聞かせたい。

○指導課長

読書活動についてはかねてから推進しており、特に年間の読書冊数であるとか、不読者数を減らすといった点で目標値を掲げて取り組んでいるところである。それに基づいて各学校の特別な活動の一つとして、位置付けられているものかと思う。

○委員長職務代理者

家庭での読書習慣を身につけるといふことで、家読はとてもいいと思う。これは「いえどく」あるいは「うちどく」と読むのか疑問があり、学校公開でよく見かけたので質問をした。

○鈴木委員

今、応募数に関しての話があつた。今回は読書に関してのものであつたが、ほかにも様々なところで、本を読んだ感想、あるいは作文を依頼されることが、学校では多いと思う。例えば税の作文であつたり、人権の作文であつたり、消防署からの依頼があつたりと、色々な作文の募集について、学校はお願いされると思う。そういった中でも、クラス全体で書きましようということでない限り、女子が多い。応募となると女の子が多いというのは事実である。そういった中で、できるだけ多くの男の子たちにも書いてもらうにはどうしたらよいのだろうというような話し合いをしたことが以前ある。

これは、学校で様々なことをやるようになるにつれて、自主的に本を読み作品を発表しようと思う意欲みたいなものであるとか、学校の勉強とは別に何か自分でそういった意欲や、挑戦してみよう、チャレンジしてみよう、今度こういったところに応募してみようというようなものがあるといいのかなと思っている。ですから、どうしても学校で一クラス応募しようということであるとか、全体でやりましょうといったことのほかに、一人でも二人でも、関心のある子を出してみないか、といった機会もあってもよいのではないかと日ごろ感じている。これは今まで総合した中での経験上の意見であるので、こうしたことも含めていつていただけるとありがたいと思う。

○委員長職務代理者

ほかによろしいか。

それでは、承認してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長職務代理者

承認する。

日程第2

「委員長の選挙」

○委員長職務代理者

委員長の選挙を行う。選挙の方法については、大田区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と指名推選がある。いずれの方法で行うか、お諮りする。

○芳賀委員

指名推選がよいと思う。

○委員長職務代理者

ただいま、選挙の方法について、指名推選との発言があったが、異議はないか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者

異議がないと認め、委員長選挙は指名推選によることとする。

それでは、委員長に誰を推選するか。

○横川委員

私は、引き続き鈴木委員にお引き受けいただきたいと思うので、鈴木委員を推選する。

○藤崎委員

私も今までの流れを考え、鈴木委員に委員長をしていただきたい。

○委員長代理

ただいま鈴木委員を委員長にとの発言があったが、他に推選はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長代理

この件については委員の一身上に関する事案である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、当事者は議事に参与することはできない。しかし、同条の但し書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席をし、発言することができる。

委員の皆様にお諮りする。鈴木委員にこのまま出席いただいてよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

同意が得られたので、このまま会議を続行する。

鈴木委員を委員長に決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

全員の賛成をいただいた。よって、平成26年12月17日より、鈴木委員に委員長に再任いただくことに決定する。

それでは、再任される鈴木委員より挨拶をお願いしたい。

○委員長

ありがとうございます。改めて、御推選いただいた。非常に光栄に思っている。

今まで教育委員として、様々な職務を体験させていただいた。この中で多くのことを私自身、学ばせていただき、たくさんの気づきを得ることができた。皆様の支援、協力、あるいは御指導があった賜物と思っている。感謝申し上げる。

今後については、皆様とともに、目的を持って、よりよい教育環境を構築していきたいと考えている。そのために様々なところで努力をしていきたいと思っている。ぜひこれからも、様々な交流の中での意見交換をしっかりとやり、また、教育長の御指導も賜りながら、職員との連携、支援もお願いして、続けていきたいと思う。よろしくようお願い申し上げます。

日程第3

「議案審議」

○委員長

第31号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第31号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則について、説明する。

この規則の内容は、大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例の一部の施行
期日を、付則第1項第2項に掲げる規定の施行期日について、平成27年4月1日とする
というものである。

提案理由としては、大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例の一部の施行
期日を定める必要があるので、この案を提出するものである。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第31号議案について原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第31号議案について、原案どおり決定する。

次に、第32号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第32号議案 平成26年度 第四次補正予算要求原案について、説明する。

別表の平成26年度第四次補正予算案一覧表のとおり、事業名は放課後子ども教室、補正
理由及び補正内容は、小学校における放課後児童の居場所づくり事業に基づく放課後子
ども教室の開設準備に必要な経費を予算計上する、である。

平成27年度4月当初より事業を開始するにあたり、26年度中に必要な準備を要するもの
があるので、事業者選定経費として報償費、委託料で37万8,000円、事業者の研修、準備
経費として1,440万6,000円、合計で1,478万4,000円を補正計上するものである。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○芳賀委員

放課後子ども教室が今までの学童保育や何かとどういう点が違うのか、概略をご説明い
ただきたい。

○社会教育課長

現在、小学校においては、フレンドリーや児童館分室といった施設が設置され、学童保育を実施している。大田区ではこれまでこのような形で小学校施設内における学童保育を展開してきた。まだ、小学校施設内に学童保育が置きこまれていない学校も多い。

今回実施する「放課後子ども教室」は新しい事業で、一般児童を対象に、放課後に帰宅せずに、そのまま小学校施設内で放課後の時間を過ごせるというものである。

事業の概要としては、グループに分かれて色々な活動に参加するといったイメージであり、校庭が使えるときは校庭で、体育館が使えるときは体育館を活動場所とする。さらに、室内での補習的なことや、工作や昔遊びなどをプログラムとして実施する。

今まで校庭等開放というかたちで、ウィークデイの放課後に子どもたちが参加する事業を実施してきたが、毎日実施しているところは数校で、大部分の学校が週に1回程度の実施といった状況である。これを平日の放課後、すべてに実施する。

今までフレンドリー等で実施している学童保育と、新しい事業である「放課後子ども教室」を一体として、平成27年度から実施する。フレンドリーなどで実施している学童保育と、「放課後子ども教室」は、事業としては全く別であるが、二つの事業を一体で小学校施設内で実施していく。

スペース的に学童保育は、最低でも一つの教室を専用する必要があるが、現在すべての学校に置きこめるという状況ではなく、平成27年度は、とりあえず始められるところについては一体型で進め、学童保育が物理的に難しいというところに関しては、放課後子ども教室を単独で進めていく。将来的には、一体型の事業展開を全ての学校でしていきたい。

○藤崎委員

第四次補正予算で組み込む1,400万円、約1,500万円弱というのは、対象は何校であるか。全59校分であるのか。

○社会教育課長

一体型で平成27年度から開始するところは、8校で実施する。なお、おおたっ子ひろばでは、一般の児童の受け入れもしているので、この6校を含めると14校で一体型の事業を展開する。また、「放課後こども教室」の単独実施校は、9校で実施予定である。

○委員長

今あるおおたっ子ひろばとの関係や兼ね合いといったことについてはどうなっているのか。

○社会教育課長

おおたっ子ひろばについては、学童保育を実施していて、一般児童の対応もしている。原則として、児童は一旦帰宅してから参加するかたちとなっている。

一体型の新しい事業のイメージとしては、すでにおおたっ子ひろばにおいて、同じようなことが行われているということである。一般児童の対応については、放課後子ども教室としての位置づけを新たにした上で、おおたっ子ひろばの機能を拡充していく。

○委員長

その時の登録についてはどうか。例えば、一旦帰宅してから参加するという話であったが、事前に登録をしてその子だけ残るとか、自由に参加できてしまうとか、そういったところはどうなっているのか。

○社会教育課長

放課後子ども教室については、登録の申請書を出していただくことになっており、登録した児童しか参加できないシステムとする。

当日の参加についても、参加したときと、帰るときに確認する。受付窓口を設け、そういったチェックを行う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第32号議案について原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第32号議案について、原案どおり決定する。

次に、第33号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第33号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見聴取について、説明する。

これについては、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2のスポーツ、文化に関することについて、特例条例を設けることにより、区長部局がそのスポーツと文化に関する事業を所管することも可能であるということであり、今回、特例条例を制定するものである。

特例条例を制定する際に、それまで所管をしていた教育委員会に対して、区長部局から意見の聴取を求められているということである。

別紙のとおり、予定議案は「大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」という名称であり、教育委員会としては、スポーツ、文化施策については、教育委員会における施策と連携しながら取組をお願いするということで、今後お互いに連携しながら、スポーツ、文化についても、推進していく旨の附帯意見を記載している。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第33号議案について原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第33号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成26年第10回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時35分閉会)